

尼崎市立立花中学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

本校の学校教育目標及び「めざす生徒像」に照らし、「健康でたくましい心身」「自らの行動を正しく判断・選択できる力」「他者を思いやり、互いに優しく支え合い、良好な関係を築ける人」「強く生き、正しく考え、優しく関わる立中学生」を育てるために、いじめを防止すること、もしも起これば早期に解決を図ることは極めて重要である。

いじめは、全ての生徒に関する問題である。学校の内外を問わず、いじめが行われず、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、そして、いじめが被害生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない人権侵害行為であることについて、生徒が十分に理解できるように、いじめ防止等の対策を講じる。

いじめの未然防止・早期発見・事案対処については、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭はもとより、地域住民、教育委員会等行政当局その他の関係者と連携する。

2 いじめの定義

この方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が本校に在籍する者どうし等、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- * 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- * 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- * 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- * ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- * 金品をたかられる。
- * 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- * 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- * パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

4 学校・教職員の責務と組織

学校・教職員は、基本理念に則り、生徒の保護者、教育委員会、関係機関との連携を図りつつ、組織的に取り組む。生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処する。

「チーム立花中」として組織的に取り組むため、複数の教職員及び心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者を含めて構成する「いじめ対策委員会」を置く。

「いじめ対策委員会」（以下「対策委員会」）は、校長、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導・生徒支援・不登校・養護の各担当、SC、SSW、その他必要な教職員で構成する。必要に応じて、家庭児童相談員、その他専門家等を加える。

「対策委員会」は、いじめの相談・通報を受け付ける窓口として、いじめの疑いに係る情報の収集と記録、共有を行う。また、「いじめ防止基本方針」に基づく取組や計画の作成・実行・点検・修正を行う。基本方針の見直し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証など、学校のいじめ防止等の取組について改善を図る。

5 主ないじめ対策

(1) 未然防止

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた、以下に示すような道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、いじめの起こりにくい環境をつくる。

- ① 道徳教育の充実（ローテーション道徳授業、各教科での道徳的価値の指導等）
- ② 体験活動の充実（トライやる・ウィーク、生徒会活動・ボランティア活動等）
- ③ 生徒とのふれあい（休み時間に廊下で生徒と話す取組や放課後の課外活動等）

生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめ防止に資する自発的活動への支援、生徒・保護者・教職員への啓発その他必要な措置として、以下の具体的対策を行う。

- ④ 保護者、地域住民等との連携（オープンスクール、健全育成協議会等）
- ⑤ 生徒の自主的活動への支援（生徒会活動・部活動・学校行事への支援等）
- ⑥ 啓発活動（教育講演会、学校通信・PTA通信等の活用）

(2) 早期発見

いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査、生徒や保護者からの相談を受ける機会の確保その他の必要な措置を講ずる。

- ① 毎朝の挨拶運動や短学活で、及び授業中に、生徒の表情等を観察する。
- ② 休み時間や放課後に生徒とふれあい、生徒の行動観察や情報収集を行う。
- ③ 定期的な教育相談を行い、アンケートを活用し、生徒の生活実態の把握に努める。
- ④ 家庭訪問・学期末個人懇談等で保護者との情報交換を行う他、随時相談を受ける。

(3) 事案対処・認知・再発防止

生徒等からいじめに係る相談を受けた場合や保護者・地域等から通報を受けた場合、その他生徒がいじめを受けていると思われる時は、速やかに、「対策委員会」によって当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる。関係のある生徒に対するアンケート・聴き取り等により事実関係の把握、情報の迅速な共有、いじめであるか否かの判断を行う。被害生徒に対する支援と加害生徒に対する指導の体制づくり及び対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に進める。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察と連携してこれに対処するものとし、生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

インターネットを通じて行われるいじめへの対策については、情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止することができるよう、技術・家庭科、道徳や総合的な学習の時間における学習活動、警察や通信事業者等との連携による講演会等の指導を行う。いじめと疑われる事案については、聴き取り等により確認し、認知したいじめ事案については、解消に向けた指導を個別に行う。

携帯電話やスマートフォン等の通信機器の購入・契約については、保護者の責任の下に行われることから、また、学校生活においては、これらの通信機器の持ち込み・利用を禁止していることから、保護者に対する助言や講演会等の啓発活動を行う。

(4) 重大事態への対処

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合等、「重大事態」と認められる場合、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会に報告し、その指導助言の下に対応する。

6 教職員の資質の向上

教職員の人権意識や教育相談技術を含め生徒指導力の向上を図り、いじめ防止等の対策に関する資質の向上に必要な研修（SCを講師とした研修を含む）を、長期休業中等において計画的・定期的に行う。

7 学校評価における留意事項

学校評価においては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態把握及びいじめ事案への対処が適切に行われるよう、いじめの早期発見・認知・事案対処・再発防止を図る取組等について適切に評価が行われるようにする。

以上